

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

平成 28 年 3 月 31 日策定

女性活躍推進法に基づき、本会において、女性の個性と能力が十分に発揮できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間 平成 28 年 4 月 1 日～平成 32 年 7 月 31 日
2. 本会の課題 女性職員の採用や管理職は多いが、離職者のうち若手の女性職員の占める割合が大きい
3. 目 標 離職者に占める 35 歳未満の女性の割合を 15%以下にする
4. 取組内容と実施時期
 - ・平成 28 年 4 月～ 離職者の離職理由を検証し、課題の洗い出しを実施
 - ・平成 29 年 4 月～ 課題に対する解決策を施設・部署・業務等の多角的視点で検討する
 - ・平成 29 年 4 月～ 併せて在職職員に対して仕事と家庭の両立やキャリア形成などの周知徹底を行う
 - ・平成 30 年 4 月～ 検討結果に基づく解決策の実行
 - ・平成 31 年 4 月～ 実行した解決策の検証